平成２１年（フ）第５４４号
愛媛県松山市朝生田町４丁目４番19号
債務者　増田新太郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４５号
愛媛県松山市朝生田町４丁目４番19号
債務者　増田　真美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５９２号
愛媛県松山市河野中須賀270番地25
債務者　坪田　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５９３号
愛媛県松山市河野中須賀270番地25
債務者　坪田　**牟**子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０６号
愛媛県松山市富久町42番地７
債務者　福岡美八子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６２３号
愛媛県松山市中野町甲265番地９
債務者　藤本　将国
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６２５号
愛媛県松山市畑寺３丁目15番39号
債務者　林　健太郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６３６号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田1075番地
債務者　柳田　文子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４４号
愛媛県松山市東石井２丁目20番24号　アビタシオンＮ２―203
債務者　中嶋　明美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６５３号
愛媛県松山市萱町６丁目54番地２
債務者　村上　和美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１１１号
福岡県直方市大字頓野2307番地８
債務者　杉　まり子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１１４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1643番地２
債務者　星山こと　**袰**　　民枝（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１１５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山783番地３
債務者　小柳都世子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３８０号
福岡県久留米市北野町金島303番地１
債務者　橋本　智行
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４０４号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2324番地１
債務者　三戸辺純一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４０６号
福岡県小郡市三沢4214番地１　203号室
債務者　玉木　洋一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４０７号
福岡県小郡市三沢4214番地１　203号室
債務者　玉木　純子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４９３号
宮崎市古城町南田6609番地４、住民票上の住所宮崎市大坪町西六月2233番地
債務者　串間美智子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係